

苦情申出制度の主な変更点

(※1)

	変更前	変更後
苦情申出の対象	下級裁判所の判断に対しては苦情申出ができるが、最高裁判所の判断に対しては苦情申出はできない	下級裁判所の判断に加え、最高裁判所の判断に対しても苦情申出が可能
苦情申出先	高等裁判所 又は 最高裁判所	最高裁判所(窓口:事務総局秘書課)に統一
委員会への諮問	諮問制度なし	原則として、情報公開・個人情報保護審査委員会(※2)へ諮問
第三者(※3)からの苦情申出の可否	否	可
苦情申出の期間制限	なし	原則として、裁判所が開示等の判断の通知を発した日から3か月以内

※1 平成27年7月1日以降にされた司法行政文書の開示等の申出から変更後の制度が適用されます。

※2 外部有識者3名で構成する委員会が最高裁判所からの諮問を受け、調査審議の上、答申を行います。

詳細については、[情報公開・個人情報保護審査委員会](#)をご覧ください。

※3 第三者とは、司法行政文書に情報が記録されている第三者又は保有個人情報の中に情報が含まれている第三者のことをいいます。